

様式第二十三（第五十八条第五項関係）

形質変更時要届出区域台帳

長崎市

整理番号	整-2012-2	指定年月日・指定番号	平成25年2月28日 形-7号	所在地	地番：長崎市尾上町1番57の一部	
調製・訂正年月日	平成25年2月28日調製、平成26年10月30日訂正、平成27年10月30日訂正、平成28年2月12日訂正、平成28年9月20日訂正、令和元年8月26日訂正、令和元年12月17日訂正、令和2年1月10日訂正、令和2年10月13日訂正					
形質変更時要届出区域の概況	鉄道による運送の用に供する土地の跡地			面積	200㎡	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨	鉄道による運送の用に供する土地の跡地を自主的に調査したところ、ふっ素及びその化合物が1単位区画で土壤溶出量基準を超過し、鉛及びその化合物が10単位区画等で土壤含有量基準を超過したものの。					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	/					
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由	鉄道による運送の用に供する土地の跡地の一部を土壤汚染のおそれが少ない土地として30m格子等5地点均等混合方式による9区画を選定し、単位区画等38区画を選定し調査した。その後詳細調査を実施した。					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	区域の一部において基準不適合土壤の掘削による除去の措置が講じられた。					
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨	区域の一部は第58条第5項第10号に該当（自然由来特例区域）					
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態 土地の形質の変	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	平成25年2月22日	ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		(株)東光コンサルタンツ、 (株)島津テクノリサーチ
	平成25年2月22日	鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
	平成26年10月29日	ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		(株)建設技術研究所、応用地質(株)
平成26年10月29日	鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			

更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	平成27年11月25日	平成27年12月12日	掘削除去	長崎市長	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	分別等処理
	平成28年7月29日	平成28年8月22日	掘削除去及び埋戻し	長崎市長	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	浄化等処理
	令和元年6月5日	令和元年8月3日	掘削除去	長崎市長	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	令和元年9月20日	令和元年11月10日	掘削除去	長崎市長	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	分別等処理
	令和元年10月30日	令和元年11月2日	掘削除去	長崎市長	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	セメント製造
	令和2年10月3日	令和2年10月5日	掘削除去	長崎市長	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	—